

# 保 健 福 祉 委 員 会

令和4年10月13日

## 1 報告事項

(1) 新型コロナウイルス感染症関連給付金等の支給状況について **【資料】**

(2) 千代田区災害時合同医療救護訓練について **【資料】**

## 2 その他

3 閉会中の特定事件継続調査事項について

## 新型コロナウイルス感染症関連給付金等の支給状況について

### 1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給状況について

#### (1) 事業の概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して1世帯あたり10万円を支給する。

#### (2) 対象世帯数

##### ①令和3年度

対象世帯等	想定世帯数	給付方法等
ア 住民税非課税世帯 (基準日(令和3年12月10日)時点で住民税均等割が非課税の世帯)	5,247 世帯	基準日時点で住民税均等割が非課税の世帯には案内書を送付し、口座番号などを記載した確認書を返送してもらい振込(申請不要のプッシュ型給付)。
イ 家計急変世帯 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、住民税非課税相当となった世帯)	360 世帯	収入の急減を証明する書類等を貼付して給付金の申請をし、給付決定後に口座振込。

##### ②令和4年度

対象世帯等	想定世帯数	給付方法等
ア 住民税非課税世帯 (基準日(令和4年6月1日)時点で住民税均等割が非課税の世帯)	1,100 世帯	基準日時点で住民税均等割が非課税の世帯には案内書を送付し、口座番号などを記載した確認書を返送してもらい振込(申請不要のプッシュ型給付)。
イ 家計急変世帯 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、住民税非課税相当となった世帯)	120 世帯	収入の急減を証明する書類等を貼付して給付金の申請をし、給付決定後に口座振込。

(3) 対象世帯数の内訳及び支給決定状況

令和4年10月1日現在

①令和3年度

対象世帯区分	対象世帯数	支給世帯数	辞退・不支給等	支給率
非課税世帯(扶養世帯含む)	3,591 世帯	3,243 世帯	26 世帯	90.3 %
生活保護世帯	274 世帯	272 世帯	0 世帯	99.3 %
合計	3,865 世帯	3,515 世帯	26 世帯	90.9 %

※未申告世帯への支給は421世帯、転入世帯への支給は136世帯、家計急変世帯への支給は22世帯  
支給済世帯合計：4,094世帯

②令和4年度

対象世帯区分	対象世帯数	支給世帯数	辞退・不支給等	支給率
非課税世帯(扶養世帯含む)	929 世帯	704 世帯	12 世帯	75.8 %
生活保護世帯	3 世帯	3 世帯	0 世帯	100.0 %
合計	932 世帯	707 世帯	12 世帯	75.9 %

※未申告世帯への支給は11世帯、転入世帯への支給は6世帯、家計急変世帯への支給は0世帯  
支給済世帯合計：724世帯

## 2 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給状況について

### (1) 事業の概要

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、生活に困窮し、社会福祉協議会から総合支援資金の再貸付を終了した世帯等の自立支援に資するため「新型コロナウイルス生活困窮者自立支援金」を支給する。

### (2) 支給対象世帯

①総合支援資金の再貸付を終了した世帯、再貸付について不承認とされた世帯

②以下の収入要件、資産要件、求職活動等要件すべての要件を満たす世帯  
(生活保護受給中の世帯と職業訓練受講給付金受給中の世帯を除く)

#### ア 収入要件

区市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12(単身世帯の場合84,000円)と生活保護の住宅扶助基準額(単身世帯の場合69,800円)の合計額(単身世帯の場合153,800円)を超えないこと

#### イ 資産要件

世帯の預貯金の合計額が上記収入要件の6か月分(単身世帯の場合504,000円)を超えないこと(ただし、3人以上の世帯は100万円を超えないこと)

世帯人数	収入基準額	住宅扶助基準額	収入限度額	資産限度額
1	84,000	69,800	153,800	504,000
2	130,000	75,000	205,000	780,000
3	172,000	81,000	253,000	1,000,000
4	214,000	86,000	300,000	1,000,000
5	255,000	91,000	346,000	1,000,000

#### ウ 就職活動要件

(ア) 公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。

(イ) 就労による自立が困難であり、本給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

### (3) 支給額

単身世帯	180,000円	月額6万円×3か月
2人世帯	240,000円	月額8万円×3か月
3人以上世帯	300,000円	月額10万円×3か月

※一月ごとに支給

※支給期間(3か月)経過後、引き続き要件を満たしている世帯については、1回に限り再支給申請(3か月分支給)が可能

(4) 事業実績 (令和4年10月1日現在)

	令和3年度 (令和3年7月～ 令和4年3月)	令和4年度 (令和4年4月 ～9月)	計
案内発送	363	40	403
申請	116	14	130
支給決定(初回)	97	18	115
再支給決定	43	24	67
支給済額(千円)	24,340	7,800	32,140

(5) 今後の予定

令和4年12月末日

受付期間終了(再支給申請の受付含む)

令和5年3月末日

事業終了予定

## 千代田区災害時合同医療救護訓練について

発災後、概ね3日間まで区が設置する緊急医療救護所の設置・運営について、平成30年度から毎年1か所ずつ区内6か所の緊急医療救護所において、実働訓練を関係機関と連携して実施しています。

令和4年度は、緊急医療救護所の設置・運営訓練を東京通信病院において実施します。

また、医療救護活動拠点（保健所）及び緊急医療救護所設置病院間の連携を想定し、無線機器を使用した通信訓練を合同で実施します。

### 1 日時

令和4年11月5日（土）14時00分～16時30分

### 2 場所

東京通信病院及び東京通信病院敷地内（住所 千代田区富士見2-14-23）

### 3 訓練概要

首都直下地震により千代田区内で多数の傷病者が発生したため、東京通信病院に緊急医療救護所を開設し、傷病者の搬送・トリアージ・処置等を行います。

また、医療救護活動拠点（保健所）及び緊急医療救護所設置病院間の連携を想定し、無線機器を使用した合同通信訓練を実施します。

- ・14:00～ 開会式
- ・14:10～ 緊急医療救護所設置・運営訓練開始
- ・14:20～ 緊急医療救護所設置訓練、医療トリアージ・応急処置及び調剤訓練  
東京通信病院との運営訓練（中等症以上の治療等）、関係機関との通信訓練
- ・16:00～ 振返り及び訓練終了式

### 4 訓練参加団体・関係部署

#### (1) 訓練参加団体

東京通信病院、千代田区医師会、神田医師会、丸の内歯科医師会、麴町歯科医師会、千代田区歯科医師会、千代田区薬剤師会、富士見地区町会連合会、陸上自衛隊

【通信訓練】日本大学病院、三井記念病院、三楽病院、九段坂病院、半蔵門病院

#### (2) 関係部署

千代田保健所（地域保健課、生活衛生課、健康推進課）、災害対策・危機管理課

### 5 昨年の訓練の写真（参考）

